

28 森林保業第 111 号  
平成 28 年 4 月 27 日

都道府県森林組合連合会 代表理事会長  
大阪府森林組合 代表理事組合長  
下関市長

国立研究開発法人森林総合研究所  
森林保険センター  
所長 大貫 肇

#### 平成 28 年熊本地震の被害に伴う森林保険業務の対応について

平成 28 年熊本地震による被害により、平成 28 年 4 月 14 日から熊本県内全 54 市町村について災害救助法の適用が決定されたことに伴い、熊本県内の森林を保険の目的とする保険契約及び熊本県内を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約については下記のとおり対応することとします。

#### 記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、平成 28 年 10 月 31 日までに申出（別紙参照）があった場合、同日まで継続による契約の締結を猶予します。猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。